

社会福祉法人やすらぎ福祉会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やすらぎ福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態及び業務に応じた報酬を支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表①に定める額を支給する。
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 非常勤役員等に対する日額報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年 6月24日より施行する。

附則 この規程は、令和 3年 6月 1日より施行する。

別表①（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日 額
評議員会への出席	20,000円

（2）役員（理事及び監事）

	日 額
理事会等会議への出席	20,000円
監事監査への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

※（1）～（2）上記の金額は源泉所得税引き後の額とする

※ 評議員会、理事会及び監事監査への出席の報酬は交通費を含むものとする